

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	静岡市清水区興津川地域包括支援センター
所在地	静岡市清水区承元寺町1341
事業所番号	静岡県 第 2204200162 号
管理者・連絡先	管理者 : 斎藤 恵美子 電話番号 : 054-369-3482 FAX 番号 : 054-369-5361
サービス提供地域	興津地区・小島地区

2 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人員
管理者	センター業務の統括	1名(専従)
看護師	介護予防ケアマネジメント業務	1名以上
主任介護支援専門員	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1名以上
社会福祉士	総合相談支援・権利擁護業務	1名以上

3 サービス提供時間

区分	平日	土曜日・日曜日・祝日
提供時間	8:30~17:30	および夜間については、 電話での対応となります。

(注) 年末年始(12月30日~1月3日)は「祝日」の扱いとなります。

4 利用料

(1) 単位数

ア 指定介護予防支援

- (ア) 介護予防支援費(Ⅰ) 442単位
- (イ) 初回加算 300単位
- (ウ) 委託連携加算 300単位

イ 第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）

（ア）第1号介護予防支援事業費

ケアマネジメント A・B 442 単位

ケアマネジメント C 309 単位

（イ）初回加算 300 単位

（ウ）委託連携加算 300 単位

（2）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

（3）事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

5 当法人の基本理念・方針

<基本理念>

私たちは、常に「温かい心の福祉」を第一義として、お年寄りの健やかな暮らしを見守り、明るく、心豊かに過ごせるよう尽くします。

<方針>

- ・ 「あたりまえ」の暮らしに向かって、一步一步じっくりと支援します。
- ・ 暮らしの中の営みを、一つ一つ大切に育みます。
- ・ 心穏やかな充実した暮らしができるように支援します。
- ・ お年寄りの持っている能力を大切に見守っていきます。

6 高齢者虐待の防止・身体拘束等の適性化について

当事業所は、利用者等の人件費の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止の関する責任者を選定しています。斎藤 恵美子（センター長）
- （2）従業者に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修または勉強会を実施しています。
- （3）成年後見人制度利用を支援します。

7 ハラスメントへの取り組みについて

適切な介護予防支援の提供を確保・継続する観点から、職務中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、また業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動等により、職員の就業環境が害されることを防止する取り組みを行っています。

8 業務継続計画策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期に業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定しています。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 緊急時の対応

- サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 (続柄) 連絡先

10 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、センター窓口にご連絡願います。

静岡県清水区 興津川地域包括 支援センター窓口	電話番号	054-369-3482
	FAX番号	054-369-5361
	対応職員	斎藤 恵美子（管理者）
	対応時間	8:30～17:30

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	電話番号	054-221-1377
	FAX番号	054-221-1298
	対応時間	8:30～17:15 土・日・祝及び年末年始を除く
静岡県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	静岡市葵区春日2丁目4番34号
	電話番号	054-253-5590
	FAX番号	054-205-3315

11 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 清承会
代表者名	理事長 池上 直美
法人所在地 電話	静岡市清水区日立町17-8 054-334-2424
設立認可日	昭和53年10月11日

<事業概要>

社会福祉法人清承会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して統合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

介護老人福祉施設（特養）白扇閣の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

通所介護及び第1号通所事業（通所介護相当サービス）白扇閣の設置経営

短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護（白扇閣）の設置経営

訪問介護及び第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）白扇閣の設置経営

(3) 社会福祉法第26条における公益事業

居宅介護支援事業の設置経営

(4) 介護予防支援事業(市委託事業)
地域包括支援センターの設置経営

12 介護予防プラン原案作成委託先居宅介護支援事業者 (委託する場合)

事業所名	
所在地	
事業所指定番号	静岡県 第 号
管理者・連絡先	
サービス提供地域	

※ 居宅介護支援事業所欄は、居宅介護支援事業所による介護予防サービス計画原案の作成を委託する場合のみ記入

13 利用者は介護予防サービス計画の作成にあたって、複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることが可能です。また、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。

14 福祉サービスの第三者評価の実施状況 無し

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

介護予防支援事業者 事業者名 静岡市清水区興津川地域包括支援センター

指定登録番号 静岡県 第 2204200162 号

説明者 齋藤 恵美子 印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 印

代理人又は立会人

氏名 印